

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 6 月 28 日 (火) 第 323 号 の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 (※)

(中 小 企 業 支 援 課 取 扱 い) 1

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 556 号

鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 を 次 の よう に 定 め た。

令 和 4 年 6 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱

鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 (昭 和 47 年 鹿 児 島 県 告 示 第 1218 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 3 条 中 第 13 号 を 第 14 号 と し , 第 10 号 か ら 第 12 号 ま で を 1 号 ず つ 繰 り 下 げ , 第 9 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(10) 原 油 ・ 原 材 料 高 騰 等 対 策 特 別 資 金 (新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 等 の 影 響 を 受 け た 社 会 経 済 状 況 下 に お け る 原 油 価 格 又 は 原 材 料 価 格 の 高 騰 に よ り 経 営 に 影 響 を 受 け た 中 小 企 業 者 又 は 組 合 が 経 営 の 改 善 に 取 り 組 む た め に 必 要 と す る 資 金 を い う)

第 4 条 第 2 号 た だ し 書 中 「 前 条 第 10 号 及 び 第 12 号 」 を 「 前 条 第 11 号 及 び 第 13 号 」 に , 「 同 条 第 10 号 」 を 「 同 条 第 11 号 」 に 改 め る。

第 6 条 の 表 緊 急 経 営 対 策 資 金 の 項 の 次 に 次 の よう に 加 え る。

原油・原材料高騰等 対策特別資金	原油・原材料高騰等 対策特別資金融資対象 該当申告書(別記第9号 様式)
---------------------	---

第 7 条 第 1 項 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(3) 原 油 ・ 原 材 料 高 騰 等 対 策 特 別 資 金 原 油 ・ 原 材 料 高 騰 等 対 策 特 別 資 金 融 資 対 象 該 当 申 告 書 (別 記 第 9 号 様 式)

第 8 条 中 「 前 条 第 1 項 第 2 号 」 の 次 に 「 及 び 第 3 号 」 を 加 え , 「 同 号 」 を 「 当 該 各 号 」 に 改 め る。

第 12 条 第 1 項 中 「 第 3 条 第 11 号 」 を 「 第 3 条 第 12 号 」 に , 「 第 21 条 第 2 項 」 を 「 第 31 条 第 2 項 」 に 改 め る。

第 12 条 の 2 第 1 項 中 「 第 3 条 第 10 号 」 を 「 第 3 条 第 11 号 」 に , 「 第 12 号 」 を 「 第 13 号 」 に 改 め る。

第 12 条 の 3 第 1 項 中 「 第 3 条 第 13 号 」 を 「 第 3 条 第 14 号 」 に 改 め る。

附 則 第 4 項 中 「 第 3 条 第 10 号 」 を 「 第 3 条 第 11 号 」 に 改 め る。

別 表 第 1 緊 急 経 営 対 策 資 金 の 項 の 次 に 次 の よう に 加 え る。

原油・ 原材料 高騰等 対策特	次の要件のい ずれにも該当するも の (1) 最近1月間又	運 転	2,000万円	5年以内 (24月以 内の据置 きを含	融 資 期 間 が 1 年 以 内 の 融 資 1.6%以 内 融 資 期 間 が 1 年	同 上	同 上	同 上	年 0%	同 上	同 上	同 上
--------------------------	--	-----	---------	------------------------------	---	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----

別資金	は3月間の原油、 原材料その他知 事が別に定める もの（以下「原 材料等」とい う。）のうち少な くとも1品目の 平均仕入れ単価 が前年同期の平 均仕入れ単価に 比べて10%以上 上昇した者 (2) 最近3月間又 は6月間の売上 総利益率又は営 業利益率が前年 同期の売上総利 益率又は営業利 益率に比べて低 下しており、か つ、その差が3 %以上である者		む。)	を超えて3年以 内の融 資 年 1.8%以内 融資期間が3年 を超えて5年以 内の融 資 年 1.9%以内									
-----	---	--	-----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 1 事業再生支援資金の項中「県中小企業再生支援協議会」を「県中小企業活性化協議

会」に、

「

ケ 独立行
 政法人中
 小企業基
 盤整備機
 構が産業
 競争力強
 化法第140
 条に規定
 する出資
 業務によ
 り出資を
 行つた投
 資事業有
 限責任組
 合が策定
 を支援し
 た再建計
 画

コ 経営サ
 ポート会
 議（信用
 保証協会、

ケ 中小企
 業の事業
 再生等に
 関するガ
 イドライ
 ンに基づ
 き成立し
 た事業再
 生計画

コ 独立行
 政法人中
 小企業基
 盤整備機
 構が産業
 競争力強
 化法第140
 条に規定
 する出資
 業務によ
 り出資を
 行つた投
 資事業有
 限責任組
 合が策定
 を支援し
 た再建計

を

に改める。

債権者たる金融機関その他の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場をいう。)による検討に基づき作成し又は決定された事業再生の計画	画 サ 経営サポート会議 (信用保証協会、債権者たる金融機関その他の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場をいう。)による検討に基づき作成し又は決定された事業再生の計画
--	--

別表第 2 緊急経営対策資金の項の次に次のように加える。

原油・原材料	年 0.00	年 0.00	年 0.00	年 0.00	年 0.00	年 0.00	年 0.00	年 0.00	年 0.00	年 0.00
高騰等対策特別資金	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

別記第 8 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第9号様式（第6条，第7条関係）

原油・原材料高騰等対策特別資金融資対象該当申告書

年 月 日

（融資申込受付機関の長） 殿

申告者 住所
氏名〔法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

下記の要件に該当することを申告します。

記

1 原材料等の平均仕入れ単価の上昇要件

- (1) 原材料等の品目 _____
-
- (2) 1月間又は3月間の平均仕入れ単価の比較

申込時点における最近（1月間・3月間）の平均仕入れ単価 A	前年同期の平均仕入れ単価 B	上昇率 C [(A - B) / B × 100]
円	円	%

判定 C _____ % ≥ 10%

2 売上総利益率又は営業利益率の低下要件

3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率の比較

申込時点における最近（3月間・6月間）の（売上総・営業）利益率 A	前年同期の（売上総・営業）利益率 B	差 C [B - A]
%	%	%

判定 C _____ % ≥ 3%

注1 1(1)は，平均仕入れ単価が10%以上上昇した原材料等の品目を記入してください。
（日本銀行が作成する国内企業物価指数及び輸入物価指数で用いる品目を記入してください。）

- 2 平均仕入れ単価 = 原材料等の総仕入れ額 ÷ 総仕入れ量
 3 1(2)は，1(1)に記入した品目について記入してください。
 4 表中の（ ）については該当するものを○で囲んでください。
 5 売上総利益率（%） = 売上総利益の額 ÷ 売上金額 × 100
 営業利益率（%） = 営業利益の額 ÷ 売上金額 × 100

融資申込受付機関確認欄

上記について，相違ないことを決算書，請求書等で確認しました。

職

氏名

附 則

- 1 この要綱は，令和 4 年 6 月 28 日から施行する。
- 2 この要綱（第 12 条第 1 項の改正規定（「第 21 条第 2 項」を「第 31 条第 2 項」に改める部分に限る。）を除く。）による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は，改正後の要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が令和 4 年 6 月 28 日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し，同日前に改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については，なお従前の例による。